

●法人の方 【申請書記入例】

安定化一時金交付申請書兼請求書兼実績報告書

令和3年11月 1日

法人の実印を押印ください

〒 708-0004

申請者 本店の所在地 津山市山北520

法人名 株式会社津山市役所

代表者役職・氏名 代表取締役 津山 太郎



(法人の実印)

修正をする場合は、二重線を引き申請印で訂正してください。修正テープは不可。

津山市経営安定化一時金の交付を受けたいので、津山市経営安定化一時金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額（請求額） 200,000

2 事業者情報

市内にある本拠となる事業所の所在地	〒 708-0004 津山市山北520	法人番号(13桁)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
担当者氏名	津山 太郎		
日中連絡の取れる担当者電話番号(携帯含む)	(0868) ×× ××××		
主たる業種	建築材料卸売業	常時使用する従業員数	10人

※業種の分類は右を参照

※経営者(役員)やアルバイトは除いてください

※計算方法は右を参照

3 売上減少率

① 令和3年1月～10月の間の任意の連続する3ヶ月の売上	5月～7月	2,400,000円
② ①と同期間の前年又は前々年の売上		3,500,000円
③ 売上減少率 (②-①)÷②×100 ※小数点以下切り捨て	31%	※減少率20%以上が要件。

4 一時金の振込口座

金融機関名	津山 銀行 支店 農業協同組合 信用組合	津山 本店 支店 営業部 出張所	預金種類
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	(フリガナ) (カ) ツヤマ	口座名義 株式会社津山 代表取締役 津山太郎

口座の名義は法人名義に限ります。

5 売上が減少した理由 (3の①に記載の期間に受けた新型コロナウイルス感染症の影響を具体的に記載)

理由: 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

ゆうちょ銀行の場合は下記URLをご覧ください
https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html

業種分類

下記は卸売業・サービス業・小売業の内訳です。それ以外は「製造業・建設業・運輸業その他」に分類されます。社会福祉法人・医療法人はサービス業、NPO法人はその他に分類されます。

卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報政策業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業(旅行業は除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)
小売業	各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

【事業者要件】

- ・従業員数は20名以下が経営安定化一時金の交付対象となります。
- ・政治団体、宗教法人、性風俗関連特殊営業を行う者等は対象外。

※計算方法

①について

- ・令和3年1月～10月のうち、任意の連続する3ヶ月間を選んで売上高を記入します。
- ・上記3ヶ月間の売上高を証明する書類の写しの添付が必要です。

②について

- ・令和元年又は令和2年で、①と同じ3ヶ月間の売上高を記入します。
- ・上記3ヶ月間の売上高を証明する書類の写しの添付が必要です。

③について

- ・②から①を引いて、②で割り100をかけることで、減少率を算出します。20%以上減少していれば一時金の対象となります。



岡山県時短要請協力金又は津山市公共交通等運行継続支援助成金もしくはその両方を受給又は受給する予定がある事業者は対象となりません。

●個人事業者の方 【申請書記入例】

化一時金交付申請書兼請求書兼実績報告書

令和3年11月 1日

代表者個人印を
押してください。



(個人印に限る。シヤハズ不可)

〒 708-0004

申請者 住民票住所 津山市山北520

屋号又は店舗名 津山商店

氏 名 津山 太郎

修正をする場合は、二重線を引き
申請印で訂正してください。
修正テープは不可。

津山市経営安定化一時金の交付を受けたいので、津山市経営安定化一時金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

※経営者(役員)や
アルバイトは除い
てください

※業種の種類は
右を参照

※計算方法は
右を参照

1 交付申請額(請求額) 100,000

2 事業者情報

店舗等の事業所の所在地	〒 708-0004
※市外在住者は市内にある主な事業所の所在地	津山市山北520
日中連絡の取れる電話番号(携帯含む)	(0868) ××-××××
主たる業種	衣服小売業
常時使用する 従業員数	1人

3 収入減少率 ※下欄の事業等収入は、営業等収入、農業収入、不動産収入の合計額を記入のこと。(ただし、国、地方自治体の事業による他の補助金等を受けた場合は、その額を除いて計算する。)

① 令和3年1月～10月の間の任意の連続する3ヶ月の事業等収入	5月～7月	590,000円
② ①と同期間の前年又は前々年の事業等収入		750,000円
③ 収入減少率 (②-①)÷②×100 ※小数点以下切り捨て	21%	※減少率20%以上が要件

4 一時金の振込口座

金融機関名	津山	津山	預金種別
	銀行 金庫 農業協同組合 信用組合	本店 支店 営業部 出張所	
口座番号	1	2	3
	4	5	6
	7	(フリガナ)	ツヤマ タロウ
		口座名義	津山 太郎

口座の名義は
代表者名義に
限ります。

5 収入が減少した理由(3の①に記載の期間に受けた新型コロナウイルス感染症の影響を具体的に記載)

理由: 緊急事態宣言の発令により、外出自

ゆうちょ銀行の場合は下記URLをご覧ください
https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html

業種分類

下記は卸売業・サービス業・小売業の内訳です。それ以外は「製造業・建設業・運輸業その他」に分類されます。社会福祉法人・医療法人はサービス業、NPO法人はその他に分類されます。

卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報政策業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業(旅行業は除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)
小売業	各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

【事業者要件】

- ・従業員数は20名以下が経営安定化一時金の交付対象となります。
- ・政治団体、宗教法人、性風俗関連特殊営業を行う者等は対象外。

※計算方法

①について

- ・令和3年1月～10月のうち、任意の連続する3ヶ月間を選んで事業等収入を記入します。国、地方自治体の事業による他の補助金等を受けた場合は、その額を除いて計算します。
- ・上記3ヶ月間の事業等収入を証明する書類の写しの添付が必要です。

②について

- ・令和元年又は令和2年で、①と同じ3ヶ月間の事業等収入を記入します。国、地方自治体の事業による他の補助金等を受けた場合は、その額を除いて計算します。
- ・上記3ヶ月間の事業等収入を証明する書類の写しの添付が必要です。

③について

- ・②から①を引いて、②で割り100をかけることで、減少率を算出します。20%以上減少していれば一時金の対象となります。



岡山県時短要請協力金又は津山市公共交通等運行継続支援助成金もしくはその両方を受給又は受給する予定がある事業者は対象となりません。